



南房総のハズシ

夏休み明け児童生徒の「いつもと違う」を見逃さない ～関係機関との連携で児童生徒の安全を守る～

夏季休業などの長期休業中には、児童生徒は、家庭での時間が長くなります。「あれ、何か休み前と違うな」「何か不自然だな」と感じたら、管理職、養護教諭、学年の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で情報共有し、チームとして対応しましょう。学級の中で、以下の動画のように困っている児童生徒はいないでしょうか。下記リンクの動画視聴してみてください。

[人権啓発動画「『誰か』のことじゃない。」児童虐待編](#) (3分47秒) ①



[人権啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待」【こどもパート】](#) (14分39秒) ②



[児童虐待リスクのチェックリスト（千葉県教職員のための児童虐待対応リーフレット）](#)



子供が多くの時間を過ごす学校の教職員は、子供の変化に気づきやすく、児童虐待を発見しやすい立場にあります。児童虐待防止法第6条には市町村（虐待対応担当課）や児童相談所への通告の義務が定められています。

学校が通告を判断するに当たってのポイント

1. 確証がなくても通告すること（児童虐待防止法第6条第1項）
(誤りであったとしても責任は問われない)
 2. 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
 3. 保護者との関係よりも子供の安全を優先すること
 4. 通告は守秘義務違反に当たらないこと（児童虐待防止法第6条第3項）
- ※虐待の確証がないことや保護者との関係悪化を懸念して、通告をためらってはなりません。
※通告を受けた市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、通告者に関する情報について保護者を含めて明かすことはありません。（児童虐待防止法第7条）

【児童相談所に通告する場合】

チェック欄	子供の様子
	①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる。(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけど など)
	②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる。(栄養失調、医療放棄など)
	③性的虐待が疑われる。
	④子供が帰りたくないと言っている。(子供自身が保護・救済を求めている)

この表は、児童相談所に通告が必要な場合を示しています。発見した教職員は、抱え込むことなく、直ちに管理職へ報告・相談して、通告等の対応を依頼しましょう。特に児童生徒が、「誰にも言わないで」と口外しない希望を伝えられたとしても、「あなたを守るためである」ことを伝え、必ず管理職へ報告してください。虐待の有無を判断するのは、児童相談所等の専門機関です。「そんなことがあるはずがない」「どうせいつものこと。前の方がひどかった」などの思い込みから通告をしないことで、児童生徒の安全が守られないことがないように、夏休み明け、アンテナを高くして、児童生徒の表情等観察していきましょう。

また、長期間虐待を受け続けると、以下のような状態となっていることが多くあると言われています（千葉県子ども虐待対応マニュアルより）。

- ① 虐待を受けた子どもが、自分から虐待を受けたことを訴えることは稀である。
虐待について確認しても、否定したり、一旦は認めても後からその事実を取り消したりする子どももいる。親をかばう場合も多い。
- ② 自分が虐待を受けているという認識を持ってない子どもも少なくない。
- ③ 虐待を受けた子どもの多くが、虐待を受けたのは自分が悪かったせいだと思っている。
- ④ 虐待を受けた子どもの話は、事実関係が矛盾していることがよくある。
- ⑤ 虐待を受けた子どもは、支援者の怒りを誘うような態度や行動をとることが少なくない。
- ⑥ 虐待を受けた子どもは、周囲の大人の気持ちに敏感である。

このような状況を念頭に、児童生徒の最善の利益のために、寄り添った支援となるよう、関係機関と連携して対応していきましょう。

児童虐待の疑い等、児童生徒の環境への働きかけ、関係機関との連携にはスクールソーシャルワーカーとの連携も有効です。

スクールソーシャルワーカー（SSW）とは、

教育分野及び社会福祉の分野に関する専門的な知識や技術を持ち、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。

ヤングケアラーの対応におけるスクールソーシャルワーカーとの連携についてのお願い

南房総教育事務所 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 川島 隆太

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。

自分の時間が取れない、勉強する時間が十分に取れない、友達と遊ぶことができない、睡眠が十分にとれないと感じている場合は、子どもの権利が守られていない状態の可能性があります。しかしながら、そのような状況で生活をしていても、自分が「ヤングケアラー」であることに気づいていない場合や、家族のことは家族で何とかしなければならないという思いで頑張るがあまり、一人で悩みを抱えてしまうこともあります。

そのような疑いがある場合は、「ヤングケアラー」という言葉と視点のみで捉えるのではなく、子ども自身がどのように考えているのか、何が必要なのかを、慎重に時間をかけて聞いていく必要があります。その場合は、是非スクールソーシャルワーカーを学校に要請し、ともに対応・支援について話し合っていくことを検討してください。スクールソーシャルワーカーが中心となり、児童生徒のセーフティーネットの構築に向け、関係機関や支援者、協力者を繋ぎ、児童生徒の成長を支えることとなります。まずは、関係機関の連携の要として、スクールソーシャルワーカーの派遣要請を！！



千葉県ヤングケアラー
総合相談窓口

アトリエ
ATelier
Young and
adult consultation center
Orisk



LINEID : @259mrurw

LINEで相談 メッセージはいつでも送ってくださいね。

受付時間 24 時間 365 日 料金 無料

対応時間 毎日午後 6 時 ～ 午後 11 時
対応時間以外に受け付けた相談は、対応時間内にお返します。

左の QR コードから LINE に「千葉県ヤングケアラー総合相談窓口「アトリエ」」を友だち追加できます。追加した際に表示されるメッセージを参考にご連絡ください。相談内容をあなたの許可なく、あなたが特定されるかたちで誰かに伝えることはありません。

電話・対面相談

対応時間 平日午前 9 時～午後 6 時 電話 080-7480-7881
お問合せ先 N.K.C ナーシングコアコーポレーション合同会社

ヤングケアラー総合相談窓口が開設されています。